

17. 学芸員の任用資格について

平成19年度入学生から理学部（主に生物学科及び地球科学科）学生も学芸員の任用資格を取得できるようになりましたので、希望者は下記の要領に従い履修してください。

1. 学芸員とは

博物館に置かれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的な職務に従事します（「博物館法」第4条第1項を参照）。

2. 学芸員の資格

学芸員となる資格は、博物館法第5条第1項により、学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得することによって得ることができます。

3. 博物館に関する科目と単位

学芸員となる資格取得に必要な科目とその単位は、博物館法施行規則第1条に規定されており、これらの科目と本学部において開講される科目との関係は以下の表のとおりです。

法令上の科目・単位数		授業科目・単位数		備考
生涯学習概論	1	生涯学習社会論	2	教育学部開講
博物館概論	2	博物館学1	2	文学部開講
博物館資料論	2	博物館学2	2	文学部開講
博物館経営論	1	博物館学3	2	文学部開講
博物館情報論	1			
博物館実習	3	博物館実習	2	理学部開講 1科目選択必修
		臨海実習I	2	
		生物学実験A	2	
		基礎地球科学実習	1	
		地質図学実験	1	
		顕微鏡岩石学実験II	1	
視聴覚教育メディア論	1	視聴覚教育メディア論	2	教育学部開講
教育学概論	1	学校と教育の歴史	2	教育学部開講

4. 履修方法について

法令上の科目に値する授業科目を修得すること。

博物館実習の履修を希望する学生は、「博物館学1」、「博物館学2」及び「博物館学3」の授業科目（計6単位）を修得している者とし、「履修希望願」を提出しなければならない。

18. 測量士補の資格について

測量士補は測量法によって定められた国家資格であり、基本測量又は公共測量に従事する作業を行うために必要となります。平成16年度以降入学の理学部地球科学科卒業生は、測量士補の資格が取得できます。

測量士補の資格の登録手続については、国土交通省国土地理院のホームページの「測量士資格制度－測量士補の登録に関する案内」にてご確認ください。

国土交通省国土地理院HPのURL：<http://www.gsi.go.jp/index.html>

なお、測量士補の実務に必要となる数学や図学、地形に関する知識は、地球科学科で開講する次の4科目と関連が深い。測量士補の資格の申請を予定する者は、これらの科目を履修・修得しておくことが望ましい。

地球情報処理論、地形学、地球統計学、地質図学実験、測量地理情報学実習